



金融機関の現状と認定支援機関の役割

大分県中小企業サポート推進会議研修会説明資料

平成25年12月9日

九州財務局大分財務事務所

財務局の使命

財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁からの事務委任を受け、財政、国有財産や金融等に関する施策を実施します。

さらに、財務省及び金融庁の施策を地域に広報するとともに、地域の意見・要望や地域経済の実態を財務省及び金融庁に的確かつ迅速に伝達し、効果的な施策の形成に寄与します。

また、地域の特性を踏まえた施策の実施を通じて、地域貢献に努めます。

以上により、金融機能の安定や通貨の信認を確保し国民の資産を守るなど国民生活の安定・向上と我が国経済の発展に貢献します。

※ 災害等発生時には、地方公共団体に対する貸し可能な国有財産の情報提供や金融機関に対する預金引出し特例措置の申請等を行うとともに、台風及び地震等により被災した道路・河川等の災害復旧事業費を決定するため災害査定の立会を行うほか、災害復旧のため地方公共団体に財政融資資金を供給するなど、被災地域の安定・回復のために尽力します。

財務局の主な業務

I 健全な財政の確保等

- (1) 適正な予算執行の確保のために下記の業務を執行します。
 - ① 国の予算の適正かつ効率的な執行を確保するため、予算執行調査や予算編成に関する資料の収集を行います。
 - ② 台風及び地震等により道路・河川等の公共施設や農業用施設などが被災した場合は、速やかに災害復旧事業費を決定するため災害査定の立会を行います。
- (2) 財政収入を確保するため、国としての利用が見込まれない国有財産の処分を推進します。
- (3) 地方公共団体の財政状況を的確に把握しつつ、必要な事業への財政融資資金の供給を確保します。
- (4) たばこ小売業者の適正な配置を図るとともに、未成年者の喫煙防止に取り組み、国民を保護します。

2 国の資産の適正な管理

- (1) 国有財産の使用状況の実態監査及び省庁横断的な調整を行い、国有財産の有効活用を推進します。
- (2) 未舗・宿泊の跡地などの未利用国有地の適正かつ効率的な管理及び処分を推進します。併せて、地域の開発計画との整合性を図るなど地方公共団体の政策と国の政策を連携させ、地域における「まちづくり」に貢献します。

3 金融機能の安定の確保、金融サービス利用者の保護及び金融の円滑化

- (1) 金融機能の安定の確保
金融システム及び金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査・監督を実施します。
- (2) 金融サービス利用者の保護
金融サービス利用者の保護、公正・透明な市場を確立するための市場監視等を行います。
- (3) 金融の円滑化
中小企業金融をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型金融を推進します。

4 財務省及び金融厅施策の円滑な浸透と施策への反映等

- (1) 地域経済情勢の調査・分析の情報発信等
地域の経済動向の調査・分析を行い、地域に情報発信するとともに、財務省及び金融厅が行う重要な施策等を円滑に浸透させるため、地域、各界各層への説明や情報提供を積極的に行います。
- (2) 財務省及び金融厅施策への反映
地域の経済情勢や財務省及び金融厅施策に対する意見、要望等を財務省及び金融厅に報告し、効率的な施策の形成に寄与します。
- (3) 地域社会への提言等
地域経済発展のため、各種の提言等を行い、地域貢献に努めます。

中小企業金融円滑化法について <平成21年12月3日公布・4日施行、平成23年3月31日までの期限法>

金融機関の努力義務

- ・金融機関(注)は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

(注)銀行、信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金

金融機関自らの取組み

- ・金融機関の責務を遂行するための体制整備。
- ・実施状況と体制整備状況等の開示。

行政上の対応

- ・実施状況の当局への報告。
- ・当局は、報告をとりまとめて公表。

中小企業金融円滑化法の一部改正法 <平成23年3月31日公布・施行>

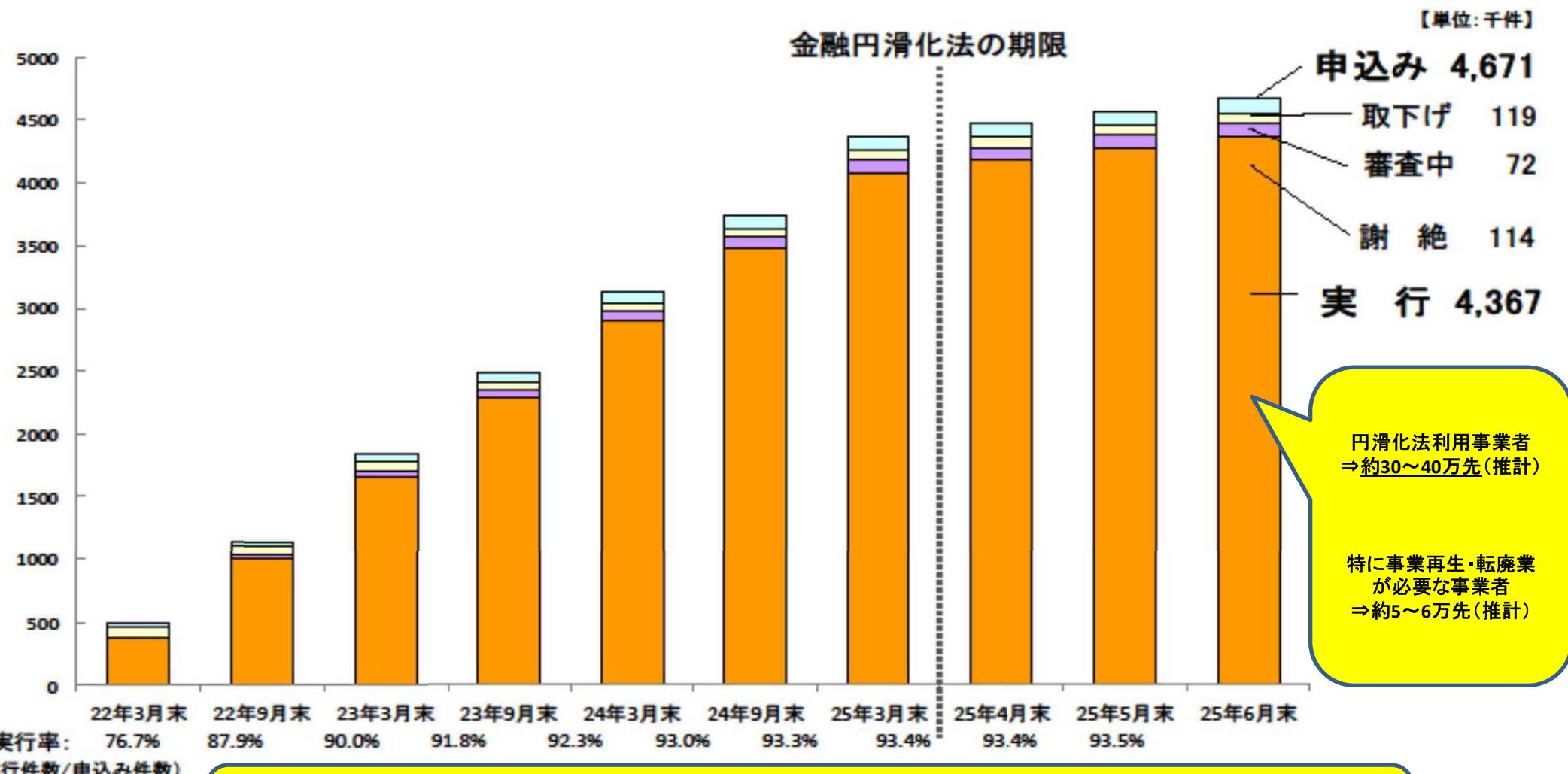
- ・中小企業金融円滑化法の期限を、平成24年3月31日まで1年延長

中小企業金融円滑化法の一部改正法 <平成24年3月31日公布・施行>

- ・中小企業金融円滑化法の期限を、平成25年3月31日まで1年延長【最終延長】

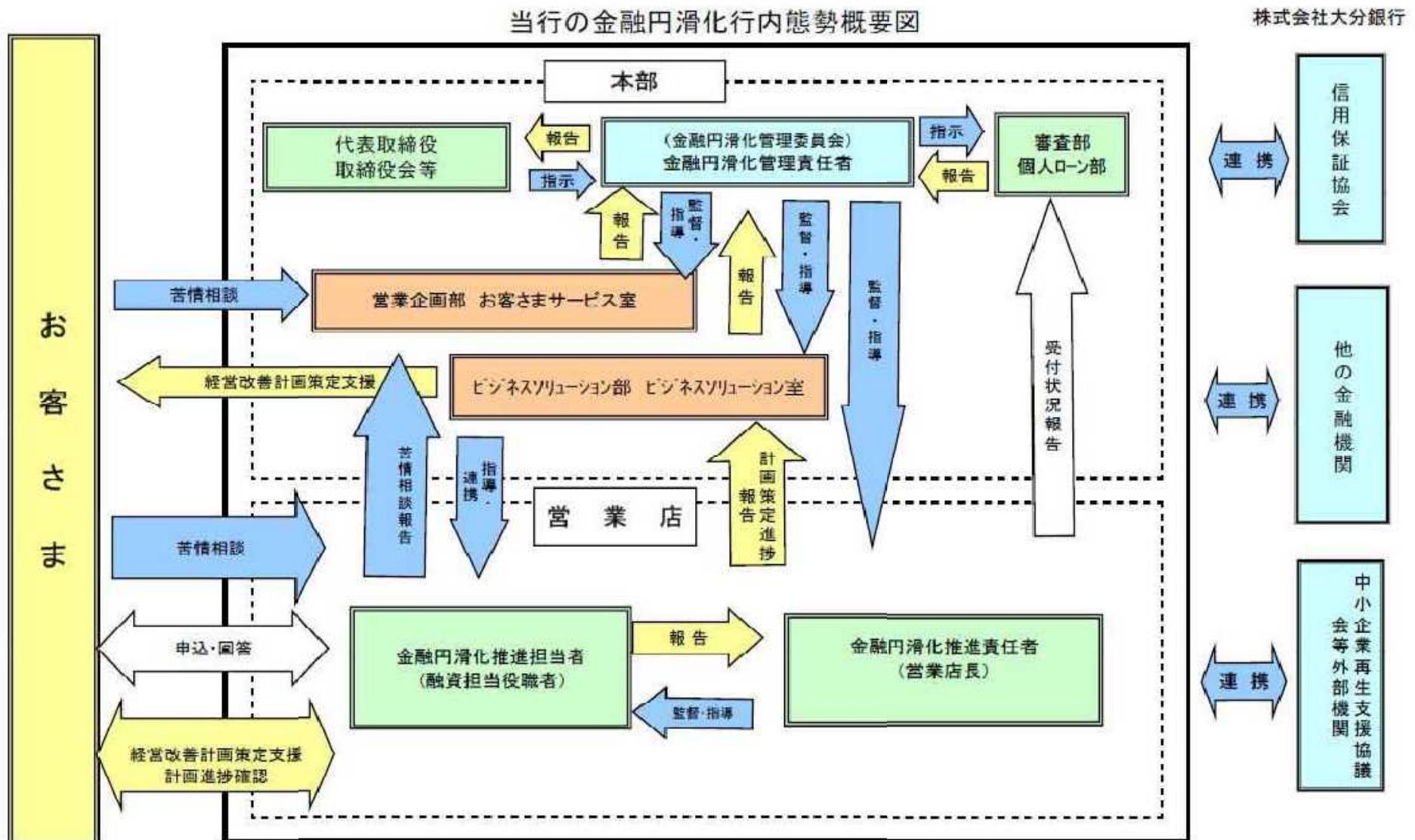
金融機関による貸付条件の変更等の対応状況(中小企業者向け貸付)

- 金融円滑化法の期限到来後も、貸付条件の変更等の申込みに対する実行の割合は9割を超える水準で推移
⇒ 金融機関による貸付条件の変更等の取組みは定着



一方で、貸付条件の再変更等が増加(実行の約8割)
また、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定できていない中小企業も増加

「参考」県内金融機関の円滑化態勢図(大分銀行) ホームページより抜粋



豊和銀行 経営改善支援先に対する対応(ホームページより抜粋)

●地域経済の活性化に資する方策に係る目標の進捗状況

① 中小企業に対する信用供与の残高の総資産に占める割合

(単位: 億円、%)

	24/3末 実績	24/9末 実績	25/3末			25/9末 計画	26/3末 計画	26/9末 計画	27/3末 計画
			計画	実績	計画比				
中小企業に対する信用供与残高	2,142	2,129	2,199	2,184	△15	2,253	2,308	2,356	2,401
総資産残高	5,154	5,319	5,276	5,400	+124	5,397	5,518	5,611	5,702
総資産残高に占める割合	41.56	40.02	41.67	40.45	△1.22	41.74	41.82	41.98	42.10

※ 総資産残高に占める割合 = 中小企業に対する信用供与残高 ÷ 総資産残高

※ 中小企業に対する信用供与残高には、住宅ローンやその他の個人向けローンは含んでおりません。

② 経営改善支援等取組先企業数の取引先企業総数に占める割合

(単位: 先、%)

	24/3末 実績	24/9末 実績	25/3末			25/9末 計画	26/3末 計画	26/9末 計画	27/3末 計画
			計画	実績	計画比				
経営改善支援等取組先企業数	170	149	172	257	+85	173	174	175	176
創業・新事業開拓支援	54	48	35	50	+15	35	35	35	35
経営相談支援	23	46	30	46	+16	30	30	30	30
早期事業再生支援	4	10	2	13	+11	2	2	2	2
担保・保証に過度に依存しない融資促進	86	37	104	146	+42	105	106	107	108
事業承継支援	3	8	1	2	+1	1	1	1	1
取引先企業総数	5,176	5,119	5,185	5,112	△73	5,210	5,215	5,230	5,240
取引先企業総数に占める割合	3.28	2.91	3.31	5.02	+1.71	3.32	3.33	3.34	3.35

※取引先企業総数に占める割合 = 経営改善支援等取組先企業数 ÷ 取引先企業総数

※取引先企業総数は融資残高のある先で、個人ローンだけの取引先を含んでおりません。「創業・新事業開拓支援」、「経営相談支援」、「早期事業再生支援」、「担保・保証に過度に依存しない融資促進」、「事業承継支援」の先数は、半期分を記載しております。

中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策

関係省庁が連携して、以下の施策を推進。

I. 政府全体として円滑化法終了に対応する体制の構築

- 関係省庁が連携した「中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣会議」を設置

II. 金融機関による円滑な資金供給の促進

- 金融検査マニュアル・監督指針に以下を明記し、検査・監督で徹底

- (円滑化法終了後も)貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めること
- 他の金融機関等と連携し、貸付条件の変更等に努めること

- 地域経済活性化支援機構法に、金融機関は金融の円滑化に資するよう努めるべきとの趣旨を規定

- 機構法64条 「機構及び金融機関等は、…金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない」

- 金融業界は、円滑化法終了後も貸付条件の変更等に真摯に対応していく旨を申合せ

- 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況の自主的な開示を要請

III. 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

- 金融機関に対し、中小企業・小規模事業者の経営支援に一層取り組むよう促す

- 金融検査マニュアル・監督指針に、中小企業・小規模事業者の経営改善を最大限支援していくべき旨を明記し、検査・監督で徹底
- 金融機関が中小企業・小規模事業者の経営支援に係る取組状況等を公表

- 独力では経営改善計画の策定が困難な小さな中小企業・小規模事業者に全国約6,700の認定支援機関(税理士、弁護士等)が計画策定を支援

- 中小企業・小規模事業者(2万社を想定)の経営改善計画策定に関し、
 - ・ 認定支援機関に対する研修の実施【予備費・補正予算:15億円】
 - ・ 認定支援機関が行う計画策定支援やフォローアップに係る費用を補助【補正予算:405億円】

- 年間数千件程度の再生計画策定支援の確実な実施のため、中小企業再生支援協議会の機能強化を図る

- 各都道府県の協議会・全国本部の専門人員の抜本的増員等【補正予算:41億円】

- 企業再生支援機構を地域経済活性化支援機構に改組・機能拡充

【当初予算政府保証枠:1兆円】

- 直接の事業再生支援に加え、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援のための機能(専門家の派遣、事業再生・地域活性化ファンドへの出資等)を追加
【補正予算:30億円】

- 経営支援と併せた公的金融・信用保証による資金繰り支援

- 経営支援型等のセーフティネット貸付【事業規模:5兆円】
- 複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る借換保証を推進【事業規模:5兆円】
- 政府系金融機関による資本性劣後ローンの拡充【事業規模:0.4兆円】

- 全都道府県に中小企業支援ネットワーク(※)を構築し、参加機関が連携して中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援

- 定期的な情報交換会や研修会による経営改善・事業再生ノウハウの向上、個別の中小企業・小規模事業者の支援の方向性を検討する枠組み(経営サポート会議)の構築等
(※)信用保証協会を中心に、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会、税理士・弁護士・公認会計士、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地方公共団体、財務局・経産局等により構成

IV. 個々の借り手への説明・周知等

- 金融機関は、円滑化法終了後も顧客への対応方針が不变であることを個々の中小企業・小規模事業者に説明

- 円滑化法終了後も金融機関や金融当局の対応が不变であること、各種の中小企業・小規模事業者支援策を、商工会、税理士会、日本公認会計士協会、行政書士会等を通じ、中小企業・小規模事業者に幅広く説明

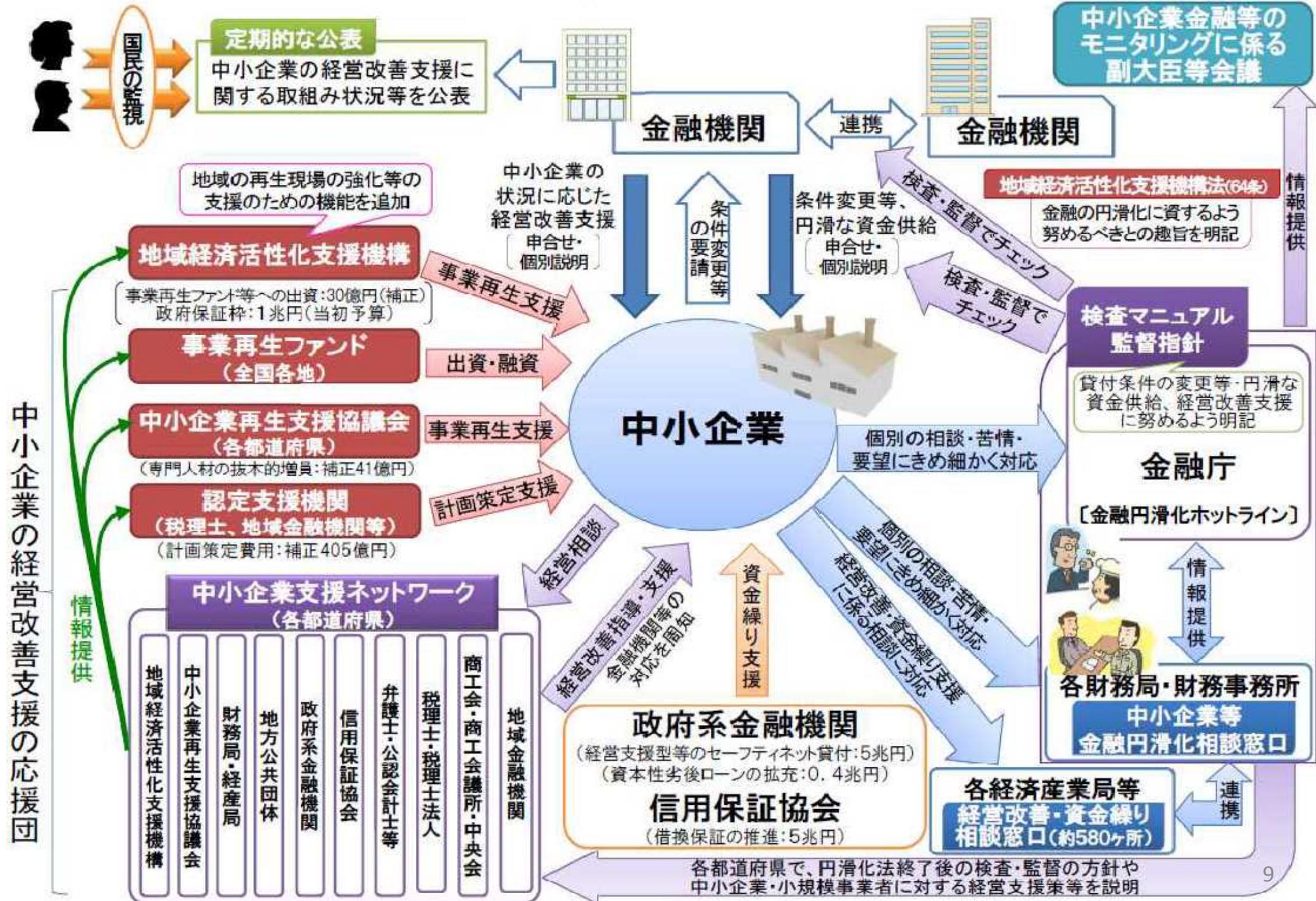
- わかりやすいパンフレットの作成、新聞広告など政府広報を活用した中小企業・小規模事業者に対する広報の実施

- 経済産業省に「中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部」を設置し、関係団体、認定支援機関に対し、各種施策の積極的活用を要請

- 金融庁及び中小企業庁等において、中小企業・小規模事業者等に対する説明会、意見交換会等を集中的に実施

- 全国の財務局・財務事務所に「金融円滑化に関する相談窓口」、全国の経済産業局、中小企業再生支援協議会、公的金融機関など関係機関に「経営改善・資金繰り相談窓口」(約580カ所)を設置し、中小企業・小規模事業者からの個別の相談・苦情・要望にきめ細かく対応

中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策



1. 総論

【参考】中小・地域金融機関向け監督方針のポイント

1. 地域金融機関に求められる役割

- 適切なリスク管理の下、デフレ脱却のため成長分野などへの積極的な資金供給や、中小企業の経営改善・体質強化の支援の本格化。
⇒急激な社会・経済等の変化に対応するため、経営陣が責任ある迅速な経営判断を行うとともに、5~10年後を見据えた中長期の経営戦略を検討することが重要。

2. 監督当局の取組姿勢等

- 地域金融機関が自らのビジネスモデルの持続可能性などについても適切な検証を行い短期及び中長期の経営戦略を描くことができているかを確認。
- ペター・レギュレーションの一層の深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。金融行政においては、規制だけで対応しようとする規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことも踏まえ、金融機関の自己規律の向上と当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく。

- リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定、把握、システム・業務継続体制の点検）
- 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
- 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）
- 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話、各行における先進的取組みを他行に紹介等）

※ 金融機関、金融システムが抱えるリスクを速やかかつ的確に把握し迅速な行政対応を可能とするため、検査部局と連携しオンサイト・オフサイト一体となったモニタリングを充実・強化。

※ 財務局と一体となった監督行政（データ分析や着眼材料の提供の充実、財務局からの報告を活用した経営分析など監督力を強化）

2. 監督重点分野

1. 中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮

(1) 東日本大震災からの復興に向けた金融面からの対応

- 二重ローン問題への対応（東日本大震災事業者再生支援機構、個人債務者の私的整理に関するガイドライン等の活用）
- 復旧・復興に向けた資金需要の対応状況 等

(2) 成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組みの促進

- 顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資の積極的な取組み

(3) 地域密着型金融の深化

- 顧客のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮
- 地域経済の活性化への貢献
- 地域や利用者に対する積極的な情報発信

(4) 中小企業に対する経営改善支援等

- 本事務年度は、金融機関として、中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年
- 外部専門家・機関等とも連携したコンサルティング機能の発揮
- 条件変更等を行った中小企業に対する真に実効性ある経営再建計画の策定支援と進捗状況のフォロー
- 地域経済活性化支援機構等との連携による事業再生・地域活性化の支援、経営改善等に携わる人材育成やスキルの向上
- 事業再生ファンドの設立・活用促進、エクイティファンド等を活用した創業支援 等

(5) 個人向けローンに関する取組み

- 住宅ローンの商品性に係る適切かつ丁寧な顧客説明
- 健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み 等

2. リスク管理と地域における金融システムの安定

(1) マクロ・ブルーデンスの視点に基づく監督

- 注視すべきリスク分野
 - 内外の経済・市場状況等を踏まえた債券保有、住宅ローン等に係る適切なリスク管理態勢
 - 大口与信先の信用リスク（経営再建計画の策定・進捗状況のフォローアップ、顧客の実態に応じた適切な引当等）等

(2) リスク管理手法の改善

- テールリスクを適切に把握するためのストレステストの実施

(3) 財務基盤の強化

- 地域で適切な金融仲介機能を発揮するための、将来を見据えた資本基盤の充実・強化の取組み促進
- 金融機能強化法の活用の積極的な検討の促進
- 協同組織金融機関について、傘下金融機関の財務基盤の強化の検討を含め中央機関と一緒に緊密な連携

(2) 収益力強化の取組みとそれを支えるリスク管理体制の充実

- 中長期的な視点に立った収益基盤の充実（借手企業の収益改善支援、地域金融機関自身の海外展開を含むアジア進出支援等）
- 非日系与信や海外拠点も含むリスク管理
- 新たな業務展開に伴うリスクの把握 等

3. 顧客保護と利用者利便の向上

(1) 業務の継続性の確保

- システムリスク評価等の内部管理態勢（共同センター等の外部委託先への管理態勢を含む）の整備
- 大規模災害・サイバー攻撃等を想定した業務継続体制の構築

(2) 情報セキュリティ管理の徹底等

- 顧客情報の厳格な管理の徹底 等

(3) 身体障がい者等に配慮した態勢の整備等

- 身体障がい者等が安心して金融サービスを利用できる施設・態勢の整備

(4) リスク性商品の販売態勢等の充実

- リスク性商品に係る適合性原則の遵守状況等、高齢者に対するリスク性商品の販売態勢、NISAの販売態勢 等

(5) 相談・苦情処理態勢の充実

(6) 金融機能の不正利用の防止

- 振り込め詐欺の撲滅、ネットバンキング等を用いた不正な預金の払出し防止、マネロン、テロ資金供与の防止に向けた態勢整備 等

平成 25 事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針（抜粋）

（4）中小企業に対する経営改善支援等

本事務年度は、金融機関として、中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年と位置付けられる。

中小企業金融円滑化法の期限到来に当たり講ぜられた総合的な対策が官民あげて強力に推進されている状況に鑑み、各金融機関においては、中小企業の眞の意味での経営改善が図られるよう、他の金融機関や外部専門家等と連携・協力しつつ、コンサルティング機能を発揮して、経営改善計画の策定支援をはじめとする経営改善・事業再生の支援に、これまで以上に積極的に取り組んでいくことが重要である。

なお、中小企業金融円滑化法の終了後も、引き続き、中小企業に対しきめ細やかに対応し円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めることが求められていることはいうまでもない。

今後も、こうした考え方の下、例えば以下のような点などについて確認する。

平成 25 事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針（抜粋）

- ①借手企業の返済能力が改善し、将来の健全な資金需要が拡大していくことを通じ、金融機関の収益力や財務の健全性の向上も図られるという流れを定着させるため、i) 借手企業が経営課題を認識した上で、経営改善、事業再生等に向けて自助努力できるよう、必要に応じ、外部専門家や外部機関(地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等)、中小企業関係団体、他の金融機関、信用保証協会等と連携を図りながら、積極的にコンサルティング機能を発揮しているか、
- ⑤地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会、中小企業支援ネットワーク等を活用し、経営改善・事業再生・本業面の支援に携わる人材育成やスキルの向上を行うよう努めているか、また、業績評価や人事評価に当たって、経営改善支援等の取組みを勘案しているかについて確認する。
- ⑧既存の中小企業支援者、金融機関、税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現するため、「認定経営革新等支援機関制度」が昨年6月に設けられ、既に多くの機関が認定支援機関として支援事業を行ってきており、地域金融機関は、自らが認定支援機関として、あるいは他の認定支援機関と積極的に連携して中小企業の経営改善を支援しているかについて確認する。

認定経営革新等支援機関各位

平成25年11月27日 中小企業庁 金融庁

各認定経営革新等支援機関(以下「認定支援機関」という。)におかれては、中小企業・小規模事業者や創業予定者(以下「中小企業・小規模事業者等」という。)の経営革新等支援業務等(以下「支援業務」という。)に取り組まれているところですが、一部の認定支援機関による不適切な行為に関する情報が行政当局に寄せられています。

こうした一部の認定支援機関による不適切な行為は、支援業務に真摯に取り組まれている認定支援機関や本制度そのものの信頼性の低下にも繋がりかねません。

つきましては、これらの不適切な行為を未然に防止するため、各認定支援機関における公的に認定を受けた中小企業・小規模事業者等の支援の担い手として、以下のようないくつかの不適切な行為を慎むよう注意を喚起します。

＜不適切な行為の例＞

- 補助金申請に関する際に、作業等にかかる費用等と乖離した成功報酬等の費用を中小企業・小規模事業者等に請求すること
- 認定支援機関であることを示しながら、補助金申請代行等のPRや営業活動を行うこと
- 支援業務の実施に際して、金額・条件等の不透明な契約を締結すること
- 支援業務の実施に際して、中小企業・小規模事業者等や関係機関等に対し、強引な働きかけを行うこと